

平成 30 年 11 月 30 日
厚生労働省医政局研究開発振興課

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」
に係る事務連絡の送付について

平素より厚生労働行政につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

当課所管の再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則について、以下のとおり別添をお送りしますので、ご査収ください。

- ・「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の公布について」(平成 30 年 11 月 30 日厚生労働省医政局通知)
- ・「再生医療等の安全性確保に関する法律」、「再生医療等の安全性確保に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについての一部改正について」(平成 30 年 11 月 30 日厚生労働省医政局研究開発振興課長通知)
- ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律等に関する Q&A (その 4) について

なお、今回お送りする事務連絡も含め、下記 URL のホームページにまとめて掲載しておりますので、こちらもご参照ください。

厚生労働省「再生医療について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/saisei_iryou/index.html

(照会先)

厚生労働省医政局研究開発振興課

再生医療等研究推進係 嶋田、藤井

TEL: 03-5253-1111 内線 2587

FAX: 03-3503-0595